

令和2年度 第2回岩手県文化財保護審議会 審議資料

○事務報告

資料 1-1 「岩手県立博物館における文化財への不適切行為事案」調査の経過報告について	1
資料 1-2 国・県指定文化財の指定等の状況等について	6
資料 1-3 令和2・3年度の埋蔵文化財調査体制等について	7
資料 1-4 「平泉の文化遺産」の保存管理と拡張登録について	8
資料 1-5 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録推進について	9
資料 1-6 「明治日本の産業革命遺産」について	10
資料 1-7 「平泉の文化遺産」に係る新ガイダンス施設の整備について	11

○諮問資料

(諮問物件調書・指定文化財調査報告書)

資料 2-1 旧紫波郡役所庁舎【有形文化財(建造物):紫波町】	12
---	----

○参考資料

・ 岩手県文化財保護審議会条例	39
・ 岩手県文化財保護審議会運営規定	40
・ 岩手県指定文化財の指定・選定又は認定の基準	41
・ 岩手県内指定文化財件数一覧	48
・ 過去10年間における文化財指定物件一覧	49
・ 過去10年間における種別毎文化財指定件数一覧	50

「岩手県立博物館における文化財への不適切行為事案」調査の経過報告について

標記事案に係る、他道県の重要文化財の調査における福井県所有の「一乗谷朝倉氏遺跡出土品」の調査結果について、別添のとおり御報告いたします。

なお、概要については以下のとおりです。

1 他道県の重要文化財における無断切取り行為の有無について

他道県の重要文化財調査結果	調査対象点数	試料採取痕跡（切取り痕跡）		
		【有り】	【特定できない】	【無し】
福井県「 <small>いちじょうだにあさくらし</small> 一乗谷朝倉氏遺跡」 (H19年指定)	27	21	2	4
○ 科学分析はすべて所有者の承諾を得て行われ、無断切取り行為ではないと判断した。				

※【特定できない】：報告書などに分析結果が掲載されている、あるいはサンプルが残されているが、X線撮影結果で切取り痕跡を特定できなかったもの。

※今回の調査の中でアドバイザー（専門家）から、赤沼氏の論文に記載されている試料採取量と実際に計測した試料採取量に乖離があったことから、科学分析の情報を正確に記述し、所有者に対して十分な説明が必要であったと指摘された。

2 これまでの重要文化財に関する調査結果について

所有者及び遺跡名	調査対象点数	無断切取り点数
岩手県「 <small>やなぎのごしよ ひらいづみいせきぐん</small> 柳之御所・平泉遺跡群」 (H22年指定)	13	2
平泉町「 <small>やなぎのごしよ ひらいづみいせきぐん</small> 柳之御所・平泉遺跡群」 (H22年指定)	63	0
北海道枝幸町「 <small>めなしどまりいせき</small> 目梨泊遺跡」 (H12年指定)	1	0
北海道上ノ国町「 <small>かつやまだてあと</small> 勝山館跡」 (H20年指定)	9	0
青森県八戸市「 <small>たんごたいこふんぐん</small> 丹後平古墳群」 (H30年指定)	79	0
福井県「 <small>いちじょうだにあさくらし</small> 一乗谷朝倉氏遺跡」 (H19年指定)	27	0
計	192	2

※岩手県所有分 13 点のうち、かしゃ けびょう「火舎、花瓶」2 点に対して、重要文化財指定（H22）後に無断切取り行為が行われていたことが判明した。

3 今後の調査の進め方

- (1) 重要文化財の調査は今回で終了となるが、重要文化財以外の文化財の調査の実施に当たっては、資料整理の整った所有者から着手することとし、所有者と十分に協議を行いながら進める。
- (2) 上記に基づき、地域性なども考慮した上で、専門家からの助言等も参考にしながら効率的に調査を進める。

他道県の重要文化財の調査について

いちじょうだにあさくらし
一 兼谷朝倉氏遺跡（調査対象 27 点）の調査結果について

◆調査結果一覧表参照

- 今回の調査は、県立博物館で取扱われた 27 点の資料（金属製品 23 点、陶磁器及びガラス製品 4 点）を調査対象としている。
- 取扱い年度について、年度ごとの取扱い点数は平成 5 年度及び 10 年度が 1 点、平成 17 年度が 24 点、平成 18 年度が 1 点、平成 13 年度から 18 年度に取り扱われた資料が 1 点であり、すべてが重要文化財指定（平成 19 年 6 月）以前の取扱いとなる。
- 全資料 27 点のうち、資料 26 点について溶液及び樹脂詰めサンプル（試料）の保管を確認した。

<表 1> 【平成 19 年 6 月指定】金属製品 23 点の調査結果

		試料採取痕跡（切取り痕跡）		
		【有り】	【特定できない】	【無し】
		21 点	2 点	0 点
承諾の有無	ア 所有者の承諾有り	21	2	
	イ 所有者の承諾の有無が不明	0	0	
	ウ 所有者の承諾無し	0	0	

- 金属製品 23 点の X 線写真を検討した結果、資料 21 点について切取り痕跡を確認した。
- 金属製品 23 点について、所有者の福井県が科学分析を依頼したものであり、科学分析の結果が福井県の発刊する研究紀要に掲載されている、または結果が所有者に渡されているなど、所有者の承諾を得て行われたものであり、無断切取り行為とはいえない。

<表 2> 【平成 19 年 6 月指定】陶磁器及びガラス製品 4 点の調査結果

		試料採取痕跡（切取り痕跡）		
		【有り】	【特定できない】	【無し】
		0 点	0 点	4 点
承諾の有無	ア 所有者の承諾有り	0	0	4
	イ 所有者の承諾の有無が不明	0	0	0
	ウ 所有者の承諾無し	0	0	0

- 金属製品以外の陶磁器やガラス製品 4 点についても、所有者の福井県が科学分析を依頼したものであり、結果が所有者に渡されているなど、所有者の承諾を得て行われたものである。

○ 今回の調査の中でアドバイザー（専門家）から

- ・資料の採取の方法や位置・量は所有者が了承していたものであるが、No.23 さし銭についての赤沼氏の論文においては、試料の採取量が「0.01 g～0.02 g」と記載されていた。
- ・残されていた試料（破片）のうち、全体の2割程度の重量を計測したところ、その平均は0.043 gであった。

以上の事実について、科学分析の報告を正確に記述し、所有者に対して十分な説明が必要であったと指摘された。

調査結果一覧表

No	資料名	遺跡名	委託年(度)	サンプル (試料)		切取り痕跡	承諾の有無	無断切取り判定	備考
				溶液	樹脂				
1	くわ 鍬	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
2	ほうちよう 包丁	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
3	こて 鋤	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
4	てつなべ 鉄鍋	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
5	てつなべ 鉄鍋	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	特定できず	有		
6	てつなべ 鉄鍋	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
7	なた 鉞	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
8	なた 鉞	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
9	なまりぼう 鉛棒	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
10	なまりぼう 鉛棒	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
11	なまりぼう 鉛棒	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
12	なまりぼう 鉛棒	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
13	なまりぼう 鉛棒	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
14	なまりぼう 鉛棒	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
15	だんがん 弾丸	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
16	だんがん 弾丸	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
17	だんがん 弾丸	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
18	だんがん 弾丸	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
19	だんがん 弾丸	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
20	だんがん 弾丸	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
21	だんがん 弾丸	一乗谷朝倉氏	平成17年度	○	○	○	有		
22	みかづまじょうてつき 三日月状鉄器	一乗谷朝倉氏	平成5年度 平成10年度	○		特定できず	有		

調査結果一覧表

No	資料名	遺跡名	委託年(度)	サンプル (試料)		切取り痕跡	承諾の有無	無断切取り判定	備 考
				溶液	樹脂				
23	ぜに さし銭 (1点) (調査対象:1,450枚)	一乗谷朝倉氏	平成13年度 ~18年度	○		○	有		さし銭：合計約15,000枚 調査対象点数：1,450枚 サンプル：溶液742枚 (破片のみ1,192枚) 切取り痕跡有り：1,197枚 特定できない：3枚 無し：250枚
24	そめつけ 染付	一乗谷朝倉氏	平成17年度		○		有		胎土分析
25	そめつけ 染付	一乗谷朝倉氏	平成17年度		○		有		胎土分析
26	そめつけ 染付	一乗谷朝倉氏	平成17年度		○		有		胎土分析
27	りょうばち ガラス稜鉢	一乗谷朝倉氏	平成18年度				有		蛍光X線分析

事 務 報 告

1 国指定等文化財の指定等の状況について

(1) 指定等

番号	種 別	名 称	内 容	告示年月日
1	重要文化財 (彫刻)	延年(古実式三番)所用面 一、翁 一、若女 奉施入白山権現御宝 ^前 正応四年三月の銘がある 一、老女	追加指定	R2.9.30

2 県指定文化財の指定等の状況について

(1) 指定等

番号	種 別	名 称	内 容	告示年月日
1	無形民俗文化財	田代念佛剣舞	指定	R2.11.13
2	無形民俗文化財	八木巻神楽 附 安政六年銘 獅子頭権現幕 獅子頭2頭 明治三十三年銘神楽衣装(千早)	追加指定	R2.11.27

(2) 現状変更許可

許可日	区分	名 称	内 容	申 請 者
R2.9.9	県天	駒形神社及び水沢公園のヒガン系桜群	枯死木の伐採	奥州市長 小沢昌記
R2.9.15	県天	内間木洞及び洞内動物群	管理用鉄扉の改修	久慈市教育委員会教育長 後 忠美
R2.11.4	県有形	旧後藤正治郎家住宅	復原修理	奥州市長 小沢昌記
R2.11.4	県天	内間木洞及び洞内動物群	洞内水生生物の採取	岩手県立博物館長 高橋 廣至
R2.11.9	県名	浄土ヶ浜	学術研究用試料採取	京都大学大学院理学研究科研究科長 國府寛司
R2.12.25	県名天	青松島	クロマツの補植	陸前高田市教育委員会教育長 大久保裕明

令和2年度の埋蔵文化財調査体制等について

令和2年度の取組

- 1 専門職員の配置と発掘調査体制について
 - (公財) 県埋蔵文化財センター
県外財団への派遣1名(福島県財団)
- 2 発掘調査について
 - (1) 復興事業関係の野外発掘調査はおおむね終息。
 - (2) 通常事業関連の調査は減少傾向(国・県関連とも減少傾向)。
※全体で約5万㎡を実施。
- 3 被災市町村の支援について
 - (1) 専門職員不在の市町村等への支援・指導を継続
 - (2) 東日本大震災復興事業→室内整理作業(陸前高田市分を埋文センターへ委託)
- 4 震災発掘調査に係る展示会等の実施について
被災沿岸市町村等での展示会(埋文センター主催・今年度は大船渡市で開催)

令和3年度の取組予定

- 1 専門職員の配置と発掘調査体制について
 - (1) 県教育委員会
県外への埋蔵文化財専門職員派遣は行わない予定。
 - (2) (公財) 県埋蔵文化財センター
県外財団への派遣については未定。
- 2 発掘調査について
 - (1) 国、県関係の復興事業関係の野外調査はごく少量に留まり、今後は室内整理及び報告書刊行作業が主体となる。
 - (2) 通常事業関連の調査は大規模なものは今のところない(北上工業団地関連については北上市と連携しながら進める予定)。
 - (3) 市町村支援の調査を1~2箇所受託する可能性がある。
- 3 被災市町村の支援について
専門職員不在の市町村等への支援・指導を継続
- 4 震災発掘調査に係る出土遺物展示会等について
被災沿岸市町村等での展示会(埋文センター主催)の共催

「平泉の文化遺産」の保存管理と拡張登録について

1 経過

- (1) 「平泉の文化遺産」は平成23年6月、「平泉-仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群-」として、世界遺産一覧表に登録。
- (2) 構成資産は中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡、金鶏山の5か所（資産176ha、緩衝地帯6,008ha）。
- (3) 平成24年9月、拡張登録に向け「平泉」が**暫定リストに再記載**。候補となる構成資産は、柳之御所遺跡、達谷窟（以上、平泉町）、白鳥館遺跡、長者ヶ原やなぎのごしよいせき たつこくのいわや、白鳥館遺跡、長者ヶ原しろとりたていせき ちようじゃがはら、はいじあと 廃寺跡（以上、奥州市）、ほねでらむらしようえんいせき 骨寺村荘園遺跡（一関市）。

2 保存管理

- (1) 記載済みの資産に拡張登録を目指す5構成資産を含めて、「平泉の文化遺産包括的保存管理計画」を改定（平成24年3月）。さらに、景観計画の改定や来訪者管理戦略の策定等を踏まえ再改定（平成31年3月）。
- (2) 登録の際に、道路事業等の開発行為が遺産に対して及ぼす影響を評価する「遺産影響評価」が求められたことから、これまで11件の評価を実施。
平成31年4月に文化庁から「世界文化遺産の影響評価に係る参考指針」が示されたことから、令和2年3月に「平泉の文化遺産」の遺産影響評価の指標となる報告書を作成。
- (3) 世界遺産条約に基づき、保全状況等に関する定期報告について、国（文化庁）へ提出。令和3年7月までに国から世界遺産委員会へ報告され、令和4年の世界遺産委員会で審議される予定。
- (4) 保存管理の全体的調整は、「岩手県世界遺産保存活用推進協議会」（会長：知事）が行っている。

3 拡張登録への取組

- (1) 県及び関係市町は、有識者で構成される「平泉の文化遺産世界遺産拡張登録検討委員会」を組織し、拡張登録のための専門的、技術的助言を得ながら検討を進めている。
- (2) 平泉の学術的価値について、国際研究会を実施し報告書を刊行した（令和2年3月）。
- (3) 平成30年2月の県・関係市町による申し合わせに基づき、今年度についても調査研究等を継続している。
- (4) 上記（3）に基づき、推薦書案及び保存管理計画等を作成・改定する作業を継続中。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録推進について

1 概要

- (1) 現在の構成予定資産は、4道県の17構成資産（北海道6、青森県8、秋田県2、岩手県1）。
- (2) 本県の資産は、一戸町「御所野遺跡」(史跡)。
- (3) 推進組織は、「縄文遺跡群世界遺産登録推進本部」（事務局：青森県企画政策部）。

2 推薦に係る経過

- (1) 「縄文遺跡群世界遺産登録推進専門家委員会」（委員長：菊池徹夫早稲田大学名誉教授）の指導・助言。現在までに19回開催。
- (2) 定住生活の達成とその過程を示す考古学的な証拠（評価基準（iii））と、持続可能な定住生活を実現した土地利用、人類と自然との共生の在り方を示す顕著な見本（評価基準（v））を軸に検討。
- (3) 令和元年9月、国から登録推薦書（暫定版）をユネスコ世界遺産センターへ提出。
- (4) 令和元年12月20日、閣議了解により、元年度のユネスコへの推薦が決定。
- (5) 令和2年1月、国から登録推薦書（正式版）をユネスコ世界遺産センターへ提出。
- (6) 令和2年9月、イコモスによる現地調査実施

3 今後のスケジュール（想定）

- ・ 令和3年春頃 イコモス勧告
- ・ 令和3年6～7月頃 世界遺産委員会において登録の可否が決定する見通し

「明治日本の産業革命遺産」について

1 概要

- (1) 平成 27 年 7 月 8 日、第 39 回世界遺産委員会において世界遺産一覧表に記載。
資産名「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」
- (2) 構成資産は、23 か所。
- (3) 本県の構成資産は釜石市「橋野鉄鉱山」。
- (4) 推進組織は、8 県 11 市で構成される「明治日本の産業革命遺産」世界遺産協議会（事務局：鹿児島県）
- (5) 第 39 回世界遺産委員会決議において「構成資産全ての保全計画及び実施計画を策定すること」など 8 項目の勧告を受け、平成 29 年 11 月 30 日にユネスコ世界遺産センターへ「保全状況報告書」を提出。
- (6) 第 42 回世界遺産委員会において、前項「保全状況報告書」に関し審議され、新たに「資産の保全状況やインタープリテーション全体の履行状況等」について報告するよう要請され、令和元年 11 月 29 日にユネスコ世界遺産センターへ「保全状況報告書」提出。

2 資産の価値

- (1) 幕末から明治後期にかけて、西欧諸国からの科学技術の移転を受け、技術交流に対応し変化を遂げた類稀な道程を証言する一連の遺産群である。（評価基準 (ii) に対応）
- (2) 幕末、明治初期に急激に変化した時代を象徴する技術的集合体の卓越した例であり、産業化の時間的・地域的枠組みにおいて普遍的意義をもつ。相互に関連する日本の急速な産業化を先導した重工業の遺産群を包含し、グローバルな技術移転に力強い貢献をした証左である。（評価基準 (iv) に対応）

3 保存管理について

資産全体の管理を、「明治日本の産業革命遺産保全委員会」（事務局：内閣官房）が調整する。

橋野鉄鉱山については、その下部組織として「釜石地区管理保全協議会」（会長：釜石市長）が設置され、稼働資産と非稼働資産の保全管理を行うこととなっている。

現在、対応すべき主要課題は以下のとおり。

- ・ 来訪者数を適切に管理すること。
 - ・ 構成資産に関する解説（インタープリテーション）の計画を策定すること。また、各サイトの歴史全体についての理解を図ること。
- 令和 2 年 3 月 31 日、国が、総合的な情報センター「産業遺産情報センター（東京都新宿区）」を開館。

また、今後「明治日本の産業革命遺産」の構成資産が所在する各エリアのビジターセンターにおいて、共通展示を順次整備していくこととしている。

「平泉の文化遺産」に係る新ガイダンス施設の整備について

1 概要

- (1) 平泉の文化遺産の理解促進を図り、後世へ継承するための拠点施設として、新規に整備しているところ。
- (2) 新ガイダンス施設は、柳之御所史跡公園内（平成30年末に閉館した柳之御所資料館の跡地）に建設中。
- （工期：建設工事 令和元年10月～令和3年5月、展示製作 令和2年7月～令和3年8月、その後、資料搬入・展示等）

【イメージ図】



【建設状況 (R2. 8. 19)】



- (3) 令和3年（2021）11月以降の開館を予定（柳之御所史跡公園は公開中）。

2 基本計画について

(1) 事業活動計画

ア ガイダンス事業

- ・「平泉」現地ガイド、「平泉」現地インフォメーション等

イ 展示・情報発信事業

- ・世界遺産関連展示、柳之御所遺跡関連展示、企画展示、学術情報の発信等

ウ 体験・学習事業

- ・施設及び公園内プログラムの開発、提供等

エ 収蔵・保存管理事業

オ 調査研究・情報集積事業

- ・発掘調査・研究、共同研究・学術情報集積等

カ 管理運営

(2) 施設計画

- ・延床面積 2,422.94 m²
- ・駐車場 40台程度（身障者・バス対応含む）

3 その他

展示等の専門的事項については、平泉遺跡群調査整備指導委員会（委員長：田辺征夫 前奈良文化財研究所長）から指導を受けながら進めている。